

昭和五十二年運輸省令第十九号

海上衝突予防法施行規則

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第二十条第四項、第二十二條、第二十六條第三項、第三十三條第三項、第三十四條第八項、第三十七條第一項、第四十一條第三項及び第四十二條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海上衝突予防法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 灯火及び形象物（第二条―第十七条）
- 第三章 音響信号及び発光信号（第十八条―第二十一条）
- 第四章 補則（第二十一条の二―第二十三条）

附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 灯火及び形象物

（灯火の色度）

第二条 第十六条第一項に規定する灯火及び法第二十条第一項の規定による法定灯火（以下「法定灯火等」という。）の色は、次の表の上欄に掲げる色の区分に応じ、日本産業規格Z八七八―一三の色度図において、それぞれ同表の下欄に掲げる領域内の色度を有するものでなければならない。

色領域	白 x座標〇・五二五y座標〇・四四〇の点、x座標〇・四三三y座標〇・三八二の点、x座標〇・三二〇y座標〇・二八三の点、x座標〇・二〇〇y座標〇・二四〇の点、x座標〇・一〇〇y座標〇・二〇〇の点、x座標〇・〇〇〇y座標〇・二〇〇の点及びx座標〇・六八〇y座標〇・三二〇の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
紅	x座標〇・七三五y座標〇・二六五の点、x座標〇・七二一y座標〇・二五九の点、x座標〇・六六〇y座標〇・三二〇の点及びx座標〇・六八〇y座標〇・三二〇の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域

緑	x座標〇・〇〇〇y座標〇・七二三の点、x座標〇・二〇〇y座標〇・五一一の点、x座標〇・〇二〇y座標〇・三五六の点及びx座標〇・〇二八y座標〇・三八五の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
黄	x座標〇・六一八y座標〇・三八二の点、x座標〇・六一二y座標〇・三八二の点、x座標〇・五七五y座標〇・四〇六の点及びx座標〇・五七五y座標〇・四二五の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域

（光度の算定式等）

第三条 法定灯火等の光度は、次に定める算式により算定するものとする。

$$I = 3.43 \times 10^6 \times T \times D^2 \times K^{-1} \times D$$

Iは、光度（カンデラ）とし、  
Tは、閾値（ルクス）とし、  
Dは、視認距離（海里）とし、  
Kは、大気の透過率とし、  
〇・八

2 法定灯火等の光度は、当該法定灯火等が過度にまぶしくならないように制限されなければならない。この場合において、その制限は、可変調節の方法によつて行つてはならない。

第四条 法第二十二條の国土交通省令で定める光度は、前条第一項の算式により算定した光度（以下「最小光度」という。）以上のものとする。ただし、電気式灯火以外の灯火については、やむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該灯火は、できる限り最小光度に近い光度を有しなければならない。  
3 法第二十六條第三項の国土交通省令で定める光度は、〇・九カンデラ以上十二カンデラ未満（長さ五メートル未満のトローラ従事船にあつては、〇・九カンデラ以上四・三カンデラ未満）とする。

第五条 マスト灯、げん灯及び船尾灯は、当該灯火について、それぞれ法第二十一条第一項、第二項又は第四項に規定する水平方向における射光の範囲（以下「水平射光範囲」という。）において、最小光度以上の光度を有しなければならない。ただし、水平射光範囲の境界から内側へ五度の範囲においては、この限りでない。

2 前項の灯火は、同項ただし書の範囲において、最小光度の五十パーセント以上の光度を有しなければならない。  
3 第一項の灯火の光は、水平射光範囲の境界から外側へ五度の範囲内において、しや断されなければならない。  
4 前三項の規定にかかわらず、げん灯は、正船首方向において、最小光度以上の光度を有し、かつ、その光は、正船首方向から外側へ一度から三度までの範囲内において、しや断されなければならない。

第六条 マスト灯、げん灯、船尾灯及び全周灯（以下「マスト灯等」という。）は、上下方向において、次の各号に定める光度以上の光度を有しなければならない。ただし、マスト灯等であつて電気式灯火以外のものについては、やむを得ない場合は、この限りでない。

一 水平面の上下にそれぞれ五度の範囲において、マスト灯及び船尾灯にあつては前条第一項及び第二項の規定による光度、げん灯にあつては同条第一項、第二項及び第四項の規定による光度、全周灯にあつては最小光度  
二 動力船が掲げるマスト灯等及び帆船（航行中のものを除く。）が掲げる全周灯にあつては、水平面の上下にそれぞれ五度から七・五度までの範囲内において、前号の光度の六十パーセントの光度  
三 航行中の帆船が掲げるげん灯、船尾灯及び全周灯にあつては、水平面の上下にそれぞれ五度から二十五度までの範囲内において、第一号の光度の五十パーセントの光度

第七条 長さ二十メートル以上の船舶が掲げるげん灯は、長さ二十メートル以上の船舶が掲げる取り付けたものでなければならない。（形象物の技術基準）

第八條 形象物は、黒色のものであり、かつ、次の各号に定める形象物ごとに、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、長さ二十メートル未満の船舶が掲げる形象物の大きさについては、当該各号の規定にかかわらず、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。  
一 球形の形象物 直径〇・六メートル以上のもの

二 円すい形の形象物 底の直径が〇・六メートル以上であつて、高さが底の直径と等しいものであること。  
三 円筒形の形象物 直径が〇・六メートル以上であつて、高さが直径の二倍のものであること。  
四 ひし形の形象物 底の直径が〇・六メートル以上であつて、高さが底の直径と等しい二個の同形の円すいをその底で上下に結合させた形のものであること。  
（マスト灯又はマスト灯と同一の特性を有する灯火の垂直位置）

第九条 法第二十三條第一項第一号、第二十四條第一項第一号イ、同号ロ、同条第二項第一号イ若しくは同号ロの規定による前部に掲げるマスト灯（法第二十四條第一項第一号イ又は同条第二項第一号イの規定によるマスト灯について、それらのうちいずれか一個に限る。）又は法第二十七條第二項第二号若しくは同条第四項第二号の規定によるマスト灯のうち前部に掲げるもの（以下「前部マスト灯」という。）の位置は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなければならない。

一 長さ二十メートル以上の動力船（第三号に掲げるものを除く。） 船体上の高さ（灯火の直下の最上層の全通甲板からの高さ）をいう。以下同じ。が六メートル（船舶の最大の幅が六メートルを超える動力船にあつては、その幅）以上であること。ただし、その高さは、十二メートルを超えることを要しない。  
二 長さ二十メートル未満の動力船 げん縁上の高さが二・五メートル以上であること。ただし、長さ十二メートル未満の動力船にあつては、この限りでない。  
三 長さ二十メートル以上の動力船であつて海上保安庁長官が告示で定めるもの 船体上の高さが、前部マスト灯とげん灯を頂点とする二等辺三角形を当該船舶の船体中心線に垂直な平面に投影した二等辺三角形の底角が二十七度以上となるものであること。

第十条 法第二十三條第一項第一号、第二十四條第一項第一号イ、同号ロ、同条第二項第一号イ若しくは同号ロの規定による後部に掲げるマスト灯（法第二十四條第一項第一号ロ又は同条第二項第一号ロの規定によるマスト灯については、それらのうちいずれか一個に限る。）又は法第二



二 灯火にあつては前号の三個の全周灯、形物にあつては同号の三個の形物のうち最も下方のものよりも高くないこと。

(漁ろうに従事している船舶の追加の灯火)

第十六条 法第二十六條第五項の国土交通省令で定める漁ろうに従事している船舶は、次の表の上欄に掲げる船舶とし、同項の国土交通省令で定める灯火は、同表の上欄に掲げる船舶ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる灯火とする。この場合において、当該灯火は、一海里以上三海里未満(長さ五十メートル未満の船舶にあつては、一海里以上二海里未満)の視認距離を有するものでなければならない。

船舶	灯火
長さ二十メートル以上の全周灯二個(投網を行末満のトロール従つてゐる船舶に限る。)	白色の全周灯二個及び紅色の全周灯一個(揚網を行つてゐる船舶に限る。)
長さ二十メートル未満のトロール従つてゐる船舶	白色の全周灯一個及び紅色の全周灯一個(揚網を行つてゐる船舶に限る。)
長さ七十五メートル以上三百五十メートル未満の船舶	紅色の全周灯二個(網が障害物に絡みついてゐる船舶に限る。)
長さ二十メートル未満の船舶	黄色の全周灯二個であつて、いて漁ろうに従事してゐる船舶とし、かつ、各々の明間と暗間とが等しいもの

二 前項に規定する灯火は、次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

一 法第二十六條第一項第一号又は同条第二項第一号に規定する白色の全周灯よりも低い位置の最も見えやすい場所に垂直線上に掲げること。

二 相互に〇・九メートル以上隔てて掲げること。

三 前項の規定によりトロール従事船が揚網を行つてゐる場合に掲げる灯火にあつては、白色の全周灯を紅色の全周灯よりも上方に掲げること。

3 長さ二十メートル未満のトロール従事船であつて、二そうびきのトロールにより漁ろうをしてゐるものは、それぞれ、夜間において対をなしてゐる他方の船舶の進行方向を示すように探照灯を照射することができ、

(連掲する形物の間の距離)  
第十七条 法第二十七條第一項第三号、同条第二項第三号、同条第四項第三号、同項第四号、同項第五号又は第三十條第三項第三号の規定によ

船舶	基本周波数	音圧
長さ二百メートル以上の船舶	七十ヘルツ以上百四十三デシベル以下	百三十八デシベル以上
長さ七十五メートル以上三百五十メートル未満の船舶	百三十八ヘルツ以上二百五十五ヘルツ以下	百三十八デシベル以上
長さ二十メートル未満の船舶	二百五十五ヘルツ以上七百ヘルツ以下	百三十八デシベル以上
長さ二十メートル未満の船舶	二百五十五ヘルツ以上七百ヘルツ以下	百三十八デシベル以上

の垂直線上に連掲する形物の間の距離は、一・五メートル以上でなければならない。

2 長さ二十メートル未満の船舶が、第八條ただし書の規定により同条各号に定める大きき以外の形物の距離は、同項の規定にかかわらず、一・五メートル未満であつてこれらの形物の大ききに適用したものとすることができ、

第三章 音響信号及び発光信号  
(汽笛の技術基準等)

第十八条 法第三十三條の規定により船舶が備へるべき汽笛(以下「汽笛」という。)の音の基本周波数及び音圧は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、長さ二十メートル未満の船舶にあつては、表中括弧内に定める周波数の範囲内を中心周波数を有する三分の一オクターブバンドのうちいずれれか一により測定したものとす。

2 指向性を有する汽笛は、水平方向において、前項の音圧の測定に用いた三分の一オクターブバンドと同一のものにより測定した結果、次の各号に定める音圧以上の音圧を有するものでなければならない。

一 音の最も強い方向(以下「最強方向」といふ。)から左右にそれぞれ四十五度の範囲において、最強方向の音圧から四デシベルを減じた音圧

二 前号の範囲以外の範囲において、最強方向の音圧から十デシベルを減じた音圧

第十九条 汽笛の位置は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 できる限り高い位置にあること。

二 自船上の他船の汽笛を通常聴取する場所における音圧が百デシベル(A)を超えず、できる限り、百デシベル(A)を超えないような位置にあること。

三 指向性を有する汽笛にあつては、それが船舶に設置されている唯一のものである場合は、正船首方向において、音圧が最大となるような位置にあること。

2 二以上の汽笛がそれぞれ百メートルを超える間隔を置いて設置されている場合は、これらの汽笛は、同時に吹鳴を発生しないものでなければならない。

3 船舶は、当該船舶に設置されている唯一の汽笛又は前項の汽笛のうちいずれれか一のもの音圧が、自船上の障害物により著しく減少する区域が生ずるおそれがある場合は、できる限り複合汽笛装置を備へなければならない。

4 前項の複合汽笛装置の汽笛は、それぞれの間隔が百メートル以下のものでなければならない。また、同時に吹鳴を発生し、かつ、これらの周波数の差が十ヘルツ以上であるものでなければならない。

5 第三項の複合汽笛装置は、これを一の汽笛とみなす。

(号鐘及びびらの技術基準)

第二十条 法第三十三條第一項の規定により船舶が備へるべき号鐘は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 一メートル離れた位置における音圧が百十デシベル以上であること。

二 耐火性を有する材料を用いて作られてゐること。

三 澄んだ音色を発生するものであること。

四 号鐘の呼び径が〇・三メートル以上であること。

五 号鐘の打子の重量が号鐘の重量の三パーセント以上であること。

六 動力式の号鐘の打子については、できる限り一定の強さで号鐘を打つことができるものであり、かつ、手動による操作が可能であるものであること。

2 法第三十三條第一項の規定により船舶が備へるべき号鐘は、前項第一号から第三号までに定める基準に適合するものでなければならない。(法第三十四條第八項の灯火の位置)

第二十一条 法第三十四條第八項に規定する灯火の位置は、次の各号に定める要件に適合するものでなければならない。

一 船舶の中心線上にあること。

二 前部マスト灯及び後部マスト灯を掲げる船舶にあつては、できる限り前部マスト灯よりも二メートル以上上方であり、かつ、後部マスト灯よりも二メートル以上上方又は下方であること。

三 前部マスト灯のみを表示する船舶にあつては、当該マスト灯よりも二メートル以上上方又は下方であり、かつ、最も見えやすい位置にあること。

第四章 補則  
(特殊高速船)

第二十一条の二 法第二十三條第三項の国土交通省令で定める動力船は、離水若しくは着水に係る滑走又は水面に接近して飛行してゐる状態(法第三條第五項、第三十一條及び第四十一條第二項において適用する場合を除く。)の表面効果翼船(前進する船体の下方を通過する空気の圧力の反作用により水面から浮揚した状態に移動することができる動力船をいう。)とする。(遭難信号)

第二十二条 法第三十七條第一項の国土交通省令で定める信号は、次の各号に定める信号とする。

一 約一分の間隔で行う一回の発砲その他の爆発による信号

二 霧中信号器による連続音響による信号

三 短時間の間隔で発射され、赤色の星火を発生するロケット又ははりゆう弾による信号



